

国民健康保険税が

大きく変わりました

4月から、75歳以上の人が全員加入する後期高齢者医療制度が始まり、後期高齢者医療制度の医療費を75歳までの人にも支援していただくことになりました。これまでの国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分（40〜64歳の人）を課税していましたが、平成20年度から、新たに「後期高齢者支援金分」を合算して課税することになります。国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に発送します。

国民健康保険被保険者全員が対象

医療保険分（①+②+③の合計）	変更前	変更後
① 所得割分 ▶ (平成19年中の合計所得金額 - 基礎控除額33万円) × 8.16%		6.00%
② 均等割分 ▶ 被保険者1人について	27,000円	23,300円
③ 平等割分 ▶ 1世帯について	30,000円	20,000円
後期高齢者支援金分（平成20年度から新たに追加）		
（①+②+③の合計）		
① 所得割分 ▶ (平成19年中の合計所得金額 - 基礎控除額33万円) × 2.35%		
② 均等割分 ▶ 被保険者1人について		8,200円
③ 平等割分 ▶ 1世帯について		7,000円

国民健康保険被保険者のうち40歳以上65歳未満の人が対象

介護保険分（①+②+③の合計）	変更前	変更後
① 所得割分 ▶ (平成19年中の合計所得金額 - 基礎控除額33万円) × 1.70%		2.05%
② 均等割分 ▶ 被保険者1人について	7,300円	8,200円
③ 平等割分 ▶ 1世帯について	6,000円	6,900円

医療保険分と介護保険分の資産割分は、平成20年度から廃止しました。

保険税率を改定します

国民健康保険を円滑に運営するため、平成20年度からの税率を改定します。税率は上図の通りです。

国民健康保険税の特別徴収を10月から開始

これまで国民健康保険税の納付は、納税通知書（納付書）か口座振替のどちらかでしたが、10月から、特別徴収の対象となる人は原則として受給されている年金からの天引き（9月までは従来通り）による納付方法に変わります。

特別徴収（天引き）となるのは、世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（社会保険、後期高齢者医療制度加入者を除く）で、受給している年金が年額18万円以上の人です。なお、介護保険料（65歳以上）と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は、従来の納税通知書（納付書）か口座振替による納付方法となります。

保険税の軽減

後期高齢者医療制度が創設

され、75歳以上の人が新しい保険制度へ移行しました。その結果、世帯割で賦課される分や被扶養者だった人など、国民健康保険税が急激に増加することが想定される場合は、一定期間、保険税についての配慮がされます。

また、世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分のそれぞれの均等割額と平等割額が右表の通り軽減となります。

軽減割合	前年中の合計所得金額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数)以下
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯主を含む被保険者数)以下

2割軽減は、平成20年度から申請の必要がなくなりました。

対象となる国保税は、納める期限（納期限）が来ている分からはなりません。

① 火災・風水害などの災害により、住宅や家財などに著しい被害を受けた② 「疾病などにより就労ができない」、「休業」、「倒産やリストラに伴う失業」、「天災による農作物の不作」により、前年に比べて、所得が著しく減少して困窮している③ その他、特別の事情がある。詳しくは、お問い合わせください。

新たに国保加入の手続きが必要

4月以降、75歳以上の人が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した場合、その扶養家族である被扶養者は、新たに国民健康保険への加入手続きが必要です。手続きは、事業所などが発行する「資格喪失証明書」をお持ちの上、申請していただきます。65〜74歳の被扶養者は、2年間所得割が免除され、均等割が半額になり、被保険者が1人の場合などは、平等割も半額になります。

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料
HP ホームページ、☑ Eメールアドレス

この特集についての意見や問い合わせは、保険年金課 ☎(632)2320、✉u1809@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。